**大阪市環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　令和６年２月21日（水）10時00分～11時40分

２　場　所　ウェブ会議

３　出席者

　　　　　専門委員会委員：近藤　　明　委員　　貫上　佳則　委員　　相原　嘉之　委員

　　　　　　　　　　　　　乾　　　徹　委員　　梅宮　典子　委員　　亀甲　武志　委員

　　　　　　　　　　　　　塩見　康博　委員　　竹村　明久　委員　　西野　貴子　委員

　　　　　　　　　　　　　花嶋　温子　委員　　藤田　　香　委員　　山口　弘純　委員

　　　　　　　　　　　　　山本　浩平　委員　　吉田　準史　委員　　若本　和仁　委員

　　　　　　　　　大阪市：環境局長

　　　　　　　　　　　　　環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

（１）　（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書について

　　（諮問）

（２）　南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）について

（３）　咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）について

（４）　その他

５　議事録

【司会】　それでは皆さん、お待たせいたしました。定刻より少し遅れましたけれども、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、私、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会議室におきまして、ウェブ会議の画面投影により、公開にて行っております。

ここで、視聴者の皆様にお願いいたします。

あらかじめ事務局からご説明させていただきました「視聴における遵守事項」に従い、お静かに視聴していただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、大阪市環境局長の堀井よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】　おはようございます。大阪市環境局長の堀井でございます。

　先生方には、本日はお忙しい中、大阪市環境影響評価専門委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力を賜っており、厚くお礼を申し上げます。

　さて、本日は、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書について諮問させていただきますとともに、昨年12月11日に諮問いたしました南港発電所更新計画及び咲洲東地区埋立事業の２件の環境影響評価方法書につきまして、各専門部会において検討していただき、取りまとめました検討結果報告書（案）について、ご審議いただくこととしております。

　本日、諮問させていただきます事業は、条例対象事業の種類としては約27年ぶりとなる工場の新設の事業でございまして、本市としてもあまりなじみのない事業の環境影響評価の審査となります。

　委員の皆様におかれましては、この間、引き続きのご審議となりますが、環境の保全及び創造のための措置が講じられますよう、専門的、技術的な立場からご検討を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】　それでは、ご出席いただいております委員の皆様のお名前をご紹介いたします。

　近藤会長、貫上会長職務代理、相原委員、乾委員、梅宮委員、亀甲委員、塩見委員、竹村委員、西野委員、藤田委員、山口委員、山本委員、吉田委員、若本委員、以上14名の委員の皆様にご出席をいただいておりまして、映像と音声により委員ご本人でいらっしゃることと、また、委員間で映像と音声が即時に伝わることを会長にもご確認いただいております。

　また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　なお、本日、ご出席予定の花嶋委員におかれましては、間もなく出席されるかと思いますので、このまま会議を進めさせていただきます。

　続きまして、本市からの出席者をご紹介いたします。

　開会のご挨拶をいたしました環境局長の堀井、環境局理事兼エネルギー政策室長の山本、環境管理部長の松井、それから環境影響評価連絡会の７部局から関係課長が出席しております。

　また、本日の議題１で諮問させていただく（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業の事業者側といたしまして、株式会社中山製鋼所、一般財団法人日本気象協会の各ご担当者にもご出席いただいております。

　続きまして、資料の確認をさせていただきます。

　事前にメールにて送付しております本日の次第、【資料１】本委員会の名簿、【資料２】諮問文、【資料３】部会構成、【参考】本委員会の規則、【資料４】事業者説明資料、あと２案件分の検討結果報告書（案）でありまして、最後に、事前配付資料の３案件分の方法書及び要約書でございます。

　ここで、議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるにあたり、ご留意いただきたい事項につきましてご説明させていただきます。

　まず、マイクでございますが、ご発言いただくとき以外はオフにしていただきますようお願いいたします。ご発言いただく際にはマイクをオンにしていただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

　これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願いしたいと存じます。近藤会長、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　近藤です。

　それでは、議事に入らせていただきます。

　委員の皆様方には、お忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

　最初の議題は、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての諮問となっておりますので、大阪市からの諮問を受けたいと思います。よろしくお願いします。

【環境局長】　それでは、諮問させていただきます。

　大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明　様

　大阪市長　横山　英幸

　（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（諮問）

　標題について、大阪市環境影響評価条例第10条第２項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。

　令和６年２月21日

　どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤会長】　では、引き続いて進行を進めていきたいと思います。ただいま、市長から、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書につきまして諮問をお受けいたしましたので、委員の皆様方にはこれからご検討のほど、よろしくお願いいたします。

　それでは、本事業の環境影響評価方法書の内容につきまして、事業者の皆様方から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】　それでは、資料を共有させていただきます。

　本日の説明は、中山製鋼所の私、山田と、あとコンサルティングをお願いしております日本気象協会の小笠の２名で行います。限られた時間になりまして、かなりポイントを絞った説明になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

　早速ですが、事業の概要について説明いたします。

　名称は、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業です。当社は、主な事業として鉄鋼製品の製造販売をしておりまして、その基となる素材を鉄スクラップを原料としまして、電気炉で製造しております。今回の事業は、能力を増強した電気炉を建設しまして、その新施設が稼働しましたら、現状稼働している電気炉を止めるものになっております。

　事業者につきましては、株式会社中山製鋼所です。

　事業の種類につきましては、大気汚染防止法に規定します、ばい煙発生施設を設置する工場の新設の事業となっておりまして、先ほど申し上げました電気炉と、あと電気炉で溶解しました鋼を精練する取鍋精練設備があり、その２つが対象の設備となっております。

原料の量を重油換算した量が１時間あたり４kL以上に該当することで、大阪市条例の環境影響評価の対象事業になるものでございます。

　続きまして、目的です。本事業は、鉄スクラップのリサイクルを行いまして、基幹産業として粗鋼の供給を通じ、社会インフラ整備などに貢献するとともに、気候変動対応として、高転炉鋼製造プロセスの約４分の１のＣＯ２排出量で製造できる電気炉鋼生産の能力増強を図ることによりまして、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて貢献、また、今後高まってくると予想されます電気炉鋼ニーズに応えて、社会的責任を果たすことを目的としております。

　カーボンニュートラルの目標は、サプライチェーンを含めたＣＯ２排出量の削減目標として、2030年度目標を対2013年度実績の46％削減という目標を掲げております。

　場所につきましては、大阪市の大正区船町になります。

　施設の諸元です。左側に現状、右側に将来を書いています。処理能力は、現状は電気炉が100ｔ／時、ＬＦ、取鍋精練設備の略称ですが、ＬＦが75ｔ／時を、将来、今回の本事業計画では、電気炉、ＬＦとも215ｔ／時に計画しております。

　こちらが重油換算で現状14kL／時が34.4kL／時で、差引き20.4kL／時増える形になります。

　あと、使用燃料です。スクラップの溶解は電気のアークがメインですが、補助の燃料として都市ガスを使用しております。こちらが現状1,200Ｎ㎥／時を300Ｎ㎥／時に少し減少する形にしております。

　排出ガス量は、現状76万7千㎥を152万1千㎥、約２倍を計画しております。

　一番下段、排水としまして、現状、河川水を間接冷却水として7,870㎥／日を使用しています。生活排水として、浄化槽を通しまして40㎥／日を排出しています。こちらにつきましては、現状のものと同等のものを今回の計画には考えております。

　続きまして、事業の計画地についてご説明します。真ん中の色がついている部分が、中山製鋼所船町工場の位置になります。図の右端の斜線で囲っている部分、一部公道を挟みまして、四角い部分がありますけど、ここが事業計画地になります。

　こちらを拡大したものが、こちらの図になります。図面の上が北で、下が南側です。北側にスクラップヤード、原料を貯留する設備を設置します。その南側に電気炉とＬＦを配置しまして、溶解した鋼を固めていく設備がその下の連鋳機になります。こちらに行きまして、最終的に、左下の鋳片置場で、鉄鋼製品の半製品になりますが、鋳片を作ったものの置場がここになります。それ以外に水処理設備と集じん機等を配置しまして、この事業計画地内に電気炉関係に必要な設備を全部集約させた形で配置する計画にしております。

　続きまして、搬出入ルートです。中山製鋼所の場所が埋立地の工業専用地域になります。こちらは周囲が運河と河川に囲まれておりまして、陸続きになっておりません。事業計画地への搬入ルートは、事業計画地の北側の橋を渡ってくるか、南側の木津川大橋を渡ってくるか、この２か所になります。この２か所、それぞれ北、南ですが、ルート②の方に幹線道路並びに阪神高速等、高速道路がありまして、そちらを経由して、北側、南側のルートから事業計画地にアクセスになります。

　続きまして、今回、現地視察がないので、事業計画地の現況の写真をつけております。こちらの写真は南西側より撮影したものになります。北側の運河、あと川が見えます。対岸の敷地につきましても、ほぼ工業専用地域となっておりまして、風景としては工場とか、建物があるような形になっています。現在、敷地は駐車場や、少し資材を置いた利用をしております。

　あと、南側から撮ったもので、事業計画地の北西部になります。写真の左側に写っているのが公道になります。

　こちらは南側から撮ったもので、少し場所を変えたものです。

　こちらは西側から撮ったもので、右端に写っているクレーン等は対岸の企業のものです。

　こちらは北側から撮影したもので、右端にあります設備等は、この環境アセスが終われば解体を進めていく設備になっております。

　こちらは東側からの撮影です。

　予定としましては、環境アセスが終わりましたら、まず解体を行いまして、その後、機械、電気設備の設置をして、2029年度内に工場の立ち上げをしたいという計画にしております。

　引き続きまして、環境影響評価項目をご説明いたします。

【事業者】　説明者を日本気象協会の小笠に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

　２章について説明します。２章は、環境影響評価実施内容の概要でまとめております。

　初めに、環境影響評価項目についてです。７ページ、８ページにまとめております。

本事業の環境影響要因及び事業の実施予定場所の周辺の地域特性を考慮しまして、環境影響評価項目は、大気質、土壌、騒音、振動、低周波音、悪臭、廃棄物・残土、地球環境、景観の９項目を選定しました。施設の供用に伴う工程水の公共用水域への排水を行わないこと、工事中を含めて地下水利用を計画しないこと、地下水を汚染する行為を行わないことなどから、水質・底質、地下水、地盤沈下は項目としては選定しませんでした。

　８ページで、周辺状況の土地利用状況の中から、本事業による影響が考えられる項目を選定しておりまして、影響を及ぼすおそれのない日照阻害、電波障害、気象、地象、水象、動物、植物、自然とのふれあい活動の場、文化財の項目については選定いたしませんでした。

　９ページに移ります。今回、事業計画地としております場所は、大正区の南端に位置しますことから、このため環境影響評価項目ごとに環境影響が及ぶと想定される範囲を考慮した環境影響評価の実施を予定している区域は、大阪市大正区のほかに住之江区と西成区を予定しております。

　引き続き、現況調査の概要について説明します。現況調査では、既存資料の収集整理と現地調査を行う予定ですが、このうち、現地調査の内容について９ページから10ページの表にまとめておりますとおりです。調査項目は記載したとおりですが、調査方法はそれぞれマニュアルやＪＩＳ規格などに基づいて実施をする予定にしております。

　大気質の調査、また大気質予測のための気象調査については、通年調査と季節別調査を事業計画地及び周辺地域で予定しております。

　土壌調査については、事業計画地での実施を予定しています。

　環境騒音、環境振動、低周波音の調査については、敷地境界及び周辺地域で実施を予定しています。

　方法書では、敷地境界の低周波音調査は記載しておりませんでしたが、実施する予定としております。

　道路交通騒音、道路交通振動、交通量については、関係車両の走行ルートである道路沿道での調査を予定しております。

　悪臭については、敷地境界及び周辺地域での実施を予定しています。

　景観の眺望の状況についての調査は、周辺地域での実施を予定しています。

　11ページには、先ほど説明がありました事業計画地と敷地境界と周辺地域での大気質、気象、環境騒音、環境振動、低周波音、悪臭の調査地点の位置関係をまとめております。

　12ページから17ページには、今回、現地視察がないということでしたので、調査地点の状況をイメージできるように、参考資料として航空写真と現在想定している測定場所とその地点の現地の写真を掲載しております。これについては、あくまで現時点での予定地点ですので、使用許可条件等により若干変更する場合があります。

　こちらはまたご覧になっておいていただければと思います。

　18ページは、事業計画地と周辺地域での道路交通騒音、道路交通振動、地盤卓越振動数、交通量、景観の調査地点の位置関係を示したものです。こちらについても、現地の航空写真と現地写真を現場のイメージを確認いただくために掲載をしております。

　選定した環境影響評価項目ごとの予測の概要について、23ページから24ページにかけてまとめました。23ページには施設供用時、24ページには工事実施時の予測方法、対象範囲及び対象時期をまとめております。予測方法はマニュアル等に定められている方法を用いまして、影響が最大となる時期の事業計画地、敷地境界、周辺地域への影響を予測する予定にしております。

　25ページ、環境影響評価の予測結果の評価方法について、環境項目と評価の指針を表に取りまとめました。予測結果については、生活環境、自然環境の保全などの見地から客観的に評価するため、環境影響評価項目ごとに関連する法律、条例、計画などに基づいて指針を定めて評価を行う予定にしております。

　２章の環境影響評価については以上といたします。

　それでは、説明者交代いたします。

【事業者】　引き続きまして、第３章環境保全及び創造の考え方です。

まず、工事計画は、工事中に発生します大気汚染物質、騒音、振動を抑制するための低減できる設備や方法を考える。あと、必要に応じて養生壁設置や散水を行い、粉じんの飛散防止に努めていく。

　交通計画は、基本、幹線道路や高速道路の利用を優先し、あと海上輸送を組み入れ、車両台数の抑制を図っていく。特にスクラップの搬入量が増え、公道に滞留することが懸念されますので、できるだけ所内に車を入れて、滞留しないシステムをつくっていくことを、現在、計画しております。

　緑化計画は、必要面積以上の緑地を確保することと、あと事業計画地外周、公道沿いが主になりますが、そちらに緑地を設けまして、周辺地域からの景観に配慮を行うことを考えております。

　廃棄物に関する計画は、発生した土壌については、できるだけ所内で利用することを考えて、外部に出すものにつきましては適正な処理を行っていく計画にしております。

　環境保全計画です。大気質は、電気炉、取鍋精練設備で発生します排出ガスにつきましては、ブロアでダクト内に引き込み、200度以下に急冷することで、ダイオキシンの発生を抑制し、その後は、集じん機で除じんして、大気へ放出する計画にしております。窒素酸化物は、脱硝装置の設置を行い、低減を図る計画としております。

　水質は、施設の供用に伴う工程水は水処理設備を設置し、工業用水を冷却循環利用する計画としており、公共用水域への排出は行わない計画です。生活排水は、河川水を冷却水として利用を計画しており、そちらへ合流させて、公共用水域に放流する予定にしております。

　あと、騒音、振動、低周波音は、できるだけ抑制する計画にすることと、より対策する必要があれば、それぞれに応じた対応をしていくようにしております。

　悪臭です。現在の計画でスクラップの予熱を考えていますが、そちらの予熱時に悪臭を発生する可能性がありますので、燃焼室で高温燃焼により臭気分を完全燃焼、酸化処理を行い、臭気の大気放散を防止する計画としております。

　地球環境は、本事業はサプライチェーンを含めたＣＯ２排出量を削減する計画と、施設につきましては、可能な限り省エネルギー型の機器を使うのと、太陽光発電の設置等を行い、環境を保全していきます。

　景観は、周辺の景観と調和するように努めていきます。

　事業者側からの説明は以上になります。

【近藤会長】　ただいまご説明いただいた件について、何かご意見とかご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【貫上委員】　貫上です。

　資料の７ページを見ていただきたいと思います。項目の選定の表ですけど、水質・底質は、今回、最終的には選定しないことになってはいますが、この表の中では、選定しない理由として、施設の供用に伴うということしか書かれてないですけど、工事に伴って、例えば濁水が出るとか、あるいは施設を建設するときに伴って、何らかの水が出ることはないですか。それが１点です。

　施設供用時に、いろんな工程水は排出しないということですが、全量を冷却水に使われるのですか、全く出てこないのですか。ということが２点目。

　生活排水が合併処理浄化槽で処理されることで、後のほうで１日40ｔと出てきましたけど、それは公共用水域に排出しますということですが、量的にはしれているかと思います。アセスの委員会は関与しませんが、そういう施設、下水道を使わずに自前の浄化槽で処理されるということであれば、後々、環境局さんでいろんな指導をされる施設になるという認識でよろしいでしょうかというのが質問です。

　以上、３点です。

【近藤会長】　では、事業者さんからご回答いただければお願いします。

【事業者】　中山製鋼所、山本です。

　１点目の質問ですが、建設時では地下水を考慮いたしまして、遮水壁を設けまして、工事を行う。基礎工事を行うときに、湧水が発生しますけど、それについては適正な処理というか、ｐＨであったり、ＳＳであったりの監視をして、処理をして、工事をやっていく計画にしております。

【貫上委員】　工事をされて、処理をされた水はどうされるのですか。公共用水域に排出されるのですか。

【事業者】　そうですね、そういう形で。

【貫上委員】　その予想も、あまり多くないという推定になるのですか。理由が全く書かれてないのと同時に、雨が降りますと、当然、場内に濁水が出ますよね。それはどうされるおつもりですか。

【事業者】　工事中に沈砂池とかで処理してから、監視して流していますよね。

【事業者】　そうですね。工事中、雨水等、ノッチタンクというか、ため池等を設けまして、ＳＳ、ｐＨ等を監視しながら、問題ないレベルになった状態で排出する形になります。

【貫上委員】　という計画ですか。

【事業者】　はい。

【貫上委員】だから、選定しなくてもよいということですね。

【事業者】　はい、そういうことです。

【貫上委員】　２つ目は、施設が供用されるときの工程水については、全量、冷却水に使われるとなると、全く出されないですか。蒸気としか出ないということですか。

【事業者】　基本、循環水処理設備内で循環させて、使用になります。一部、清掃等で水が処理できないケースに関しては、所内で流用する計画にしております。

【貫上委員】　分かりました。

　３点目は、多分、事業者さんよりは環境局さんへの質問になるかなと思いますが、合併処理浄化槽は、供用後は様々な指導をされる対象の施設になるという理解でよろしいですか。

【環境管理課長】　環境局環境管理課長の三原です。

　今、浄化槽の情報が我々、把握してない部分がございますけれども、現時点で浄化槽が設置されて、何らか法令の規制がかかっているのであれば、同じように、恐らく今回の浄化槽につきましてもかかるのではないかと思っております。

【貫上委員】　それならば、一応40ｔといいながら、公共用水域に出されますので、きちんと処理ができているかの確認が必要になってくるかなと思いますので、取りあえず分かりました。

【司会】　今の点について、環境局の佐藤です。

方法書の105ページに免許等または特定届出等の種類という一覧がありまして、上から７個目に、特定施設設置許可申請書事前評価に関する書面があって、瀬戸内海環境保全特別措置法第５条第１項があります。いわゆる内海法と言われるものですが、内海法の許可を得る形になるのではないかなと思いますけど、その辺について事業者さんはどうでしょうか。

【事業者】　そうですね、許可申請を行っていく形になると思います。

【司会】　先ほど、間接冷却水は全部循環とおっしゃっていたのですが、方法書の９ページにある図面では、工業用水は循環して使うとなっていますけど、河川水については循環ではなく、生活排水と一緒になって公共用水域に排水する流れになっていますけど、それで間違いないでしょうか。

【事業者】　先ほど言いましたのは工程水の話で、実際、間接冷却水として、最初にありました河川水の利用もあります。そちらにつきましては海水を引き上げて、使ったやつをそのまま放流する形になります。

【司会】　事務局からは以上です。

【近藤会長】　貫上委員、どうでしょうか。

【貫上委員】　いや、かなり大きな規模の工場になりますので、水がいろいろ循環利用されるということは重々分かった上で、全く選定しないのがいいのかなと、かなり違和感があって、少し申し上げた形になります。

【近藤会長】　もう少しまとめて回答いただいたほうがいいような気がします。選定しないだったらしないでもいいですけど、もう少し具体的な処理方法等について説明していただいたほうがいいような気がいたしますが、いかがでしょう。

【貫上委員】　少なくとも７ページには、施設の供用のときの話しか書いてないので、工事をするときの話は全く書かれてないので、少し違和感があります。

【事業者】　改めて、また回答したいと思います。

【近藤会長】　お願いします。

　それ以外、何かご質問ございませんでしょうか。

【乾委員】　大阪大学の乾と申します。

　先ほどの貫上先生のご質問と少し似る形になりますが、土壌地下水関係、土壌の調査はされるということですが、もともとこの土地が有害物質の使用履歴があるということで、調査をする前提になっているのかという話と。

　もう一点が、供用中に土対法なりの特定有害物質の使用は、ここの工場ではないという理解でしょうか。もしあるのであれば、供用時についても何らかの評価なり、その評価項目に入れない理由等の説明があったほうがいいのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

【近藤会長】　事業者さん、どうでしょうか。

【事業者】　土地の履歴としましては、特定有害物質の使用は過去にありましたので、こちらは認識しております。

【乾委員】　調査もきちんとされるということですよね。

【事業者】　はい、対応していきます。

【乾委員】　今後、建設されるところについては、特定有害物質の使用なり、そういう施設になるのか。もしなるのであれば、何らかの配慮が要るのではないかなと考えていますが、いかがでしょうか。

【事業者】　現状は有害物質を扱う設備にはなっておりませんので、供用の部分については特に考えておりません。

【乾委員】　いや、過去とは違った形で、特定有害物質の使用はないという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】　はい。特定有害物質があったのは、また別の違う施設ですので、今回の分に関してはないということで。

【乾委員】　承知しました。ありがとうございます。

【近藤会長】　あと、どうでしょうか。

【塩見委員】　塩見です。

　第３章の環境保全及び創造の考え方で、交通計画があります。信号を導入すると書いていますけども、これは既に警察協議とか進められているということでよろしいでしょうか。どれぐらい交通量が増えるのか分からないですけど、信号機を設置するとなると、それなりの要件が必要になってくると思いますけど、その検討状況を教えていただけますか。

【事業者】　正式にまだ申請は当然していないですけど、今回の計画の中で、交通量の話を警察にしまして、信号機の設置の可否についての相談はしている、今現状はそのぐらいの状況です。

【塩見委員】　それなりに交通量が増える想定をされているということですよね。大体どれぐらいの交通量が増えることになるのでしょうか。

【事業者】　車両におきましては、１日100台ほど増えるような予測をしております。

【塩見委員】　信号機を設置すると円滑性が阻害される面もありますので、そういった点での評価も十分に念頭に置いて、実施していただければと思います。よろしくお願いします。

【事業者】　分かりました。

【近藤会長】　ほか、特にという方がいらっしゃらないでしょうか。時間の関係もありまして、特に聞きたいことがあればお受けしますが、よろしいでしょうか。

【花嶋委員】　花嶋ですけど、少しだけ教えていただきたいです。

間接冷却水を現状と同じだけ使われるということですが、能力は上がっているけれど、冷却水の量は同じというのは、冷却水の温度が上がったりはしないですかとお伺いしたいなと思いまして。

【近藤会長】　いかがでしょうか。

【事業者】　設備は、これからいろいろ検討はしてまいりますけど、実際、出てくる温度は大きくは変わりません。実際、量につきましても、冷却水用に使うレベルの範囲の冷却を行う計画にしていますので、一応、出てくるところの温度は大きく変わらないような前提で計画しようと考えております。

【花嶋委員】　ありがとうございます。

【近藤会長】　ほか、特によろしいですか。時間の関係もありまして、まだお聞きしたい点がいくつかあると思いますけど、一応、ここで質疑応答は終わらせていただきたいと思います。

以降の議論につきましては、また個別の専門部会が設けられますので、そちらで詳細にご議論いただければと思いますので、そういった進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】　ありがとうございます。

　では、１つ目の議題につきましては、以上で終了とさせていただきます。

　事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それではご退出、よろしくお願いします。

【事業者】　ありがとうございました、失礼いたします。

（事業者退出）

【近藤会長】　では、事業者が退出されましたら、今後の審議の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

【環境管理課長】　環境局環境管理課長の三原です。

　本案件についての今後の審議の進め方ですが、資料３に大阪市環境影響評価専門委員会部会構成をお示ししております。

方法書につきましては、一部合同部会として、総括部会、大気・悪臭合同部会、水質廃棄物部会、騒音振動部会、景観部会において、ご検討を進めていきたいと考えております。先ほどの貫上委員、乾委員、塩見委員からのご質問等につきましても、この部会の中で議論できればなと考えております。

　事務局といたしましては、本年４月下旬を目途にご答申を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　以上でございます。

【近藤会長】　では、事務局からご提案いただきました部会運営や答申までの審議について、ほかに質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この部会でご審議いただきたいと思います。では、これで終了させていただきたいと思います。

　引き続きまして、次の議題について進んでいきたいと思います。

　令和５年12月11日に、大阪市長から当専門委員会に諮問のありました、南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）について。もう一つが、咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）についてでございます。

　諮問以降、これまで当専門委員会の大気・騒音振動、陸生・水生生物、景観、水質廃棄物などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。本日は、皆様に検討結果報告書の案についてご検討をいただきたいと思いますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

　それでは、検討結果報告書の案について、まず、事務局から、南港発電所更新計画についての説明をよろしくお願いいたします。

【環境管理課長】　環境管理課長の三原です。

　まず、南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）についてご説明いたします。

　「はじめに」ですが、本事業の環境影響評価方法書につきましては、環境影響評価法に基づきまして、昨年11月21日から12月20日まで事業者による縦覧に供せられ、併せて本年１月４日まで意見書の受付が行われ、事業者宛てに意見書が２通提出された旨を記載しております。

　次のページ、「目次」ですが、「Ⅰ　環境影響評価方法書の概要」、「Ⅱ　検討内容」、「Ⅲ　方法書に対して提出された意見書の概要」、「Ⅳ　指摘事項」の構成となっております。

　次の１ページから方法書の概要ですが、この事業者におきましては、方法書の提出に先立ちまして、法に基づきまして、計画段階配慮事項について検討しておりまして、今回の方法書において一部、発電所設備の配置計画及び構造の変更がございます。その部分だけご説明をさせていただきます。

４ページの下の将来図をご覧ください。計画段階では、堺市側で昇圧された燃料ガスを利用する予定としておりますが、方法書では、南港発電所内に新設設備として燃料ガス圧縮機を設置して昇圧する計画としたため、燃料ガス圧縮機の配置を追加しております。また、煙突の構造ですが、計画段階では発電設備ごとに煙突を設置するとされておりましたが、方法書では、１本の集合型の煙突としております。

以上が計画段階から変わった内容でございまして、以降、43ページまで方法書の概要が記載されておりますが、内容については時間の関係上、割愛させていただきます。

　44ページから第Ⅱ章の検討内容についてでございます。方法書につきまして、事業者に確認した内容や専門委員会からのご意見、ご指摘内容を中心にご説明させていただきます。

　１の「全般事項」ですが、（２）ばい煙に関する事項につきましては、最新鋭の低ＮＯｘ燃焼器及び排煙脱硝装置を設置すると計画されていることから問題はないとしておりますが、「設備概要について、環境影響評価準備書に詳細に示されたい。」との意見をいただいております。

　（３）交通に関する事項について、事業者は、陸上交通に加えまして、海上交通も計画されておりますが、船舶による影響について調査、予測等の対象としていないため、その理由につきまして、枠囲みの〔事業者提出資料　1-1〕により確認しておりまして、事業者の先行プラントの実績からごく僅かであると想定されていることから、45ページの枠囲みの下、環境影響要因として選定していない事業者の考え方には問題はございませんが、「工事期間中に工事関連船舶が集中することのないように配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

　（４）緑化につきましては、「可能な限り現状の緑地帯を維持されたい。」とのご意見をいただいております。

　（５）温室効果ガスにつきましては、「気候変動に関する国際的取組みを踏まえ、ゼロカーボン燃料への転換など化石燃料からの脱却に向けた具体的な方策の方向性について検討する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　46ページ、２　大気質についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等につきまして、方法書の記載事項について、事業者に幾つか確認しております。まず、道路沿道の調査、予測に当たってのバックグラウンド濃度の設定について、半径10ｋｍ範囲にある一般局を選定されている理由を〔事業者提出資料　2-1〕により確認しており、車両の影響のない一般局のデータを用いてバックグランド濃度を設定することから問題ないとしております。

　その下の事業者提出資料においては、建設機械の稼働に伴う調査範囲が、対象事業実施区域から半径10ｋｍ圏内にしていることなどについて事業者の回答を求めておりまして、その回答を受けまして、47ページの枠囲みの下、国の「発電所アセス手引」を踏まえまして調査地域等を設定しており、特に問題はないとしておりますが、さらに予測地域を調査地域と同じとしているため、具体的な予測地点について、48ページの一番上の事業者提出資料より確認しております。また、その下の中央の枠囲みでは、建設機械の稼働に伴う大気質の予測モデルについて確認しており、問題はないとしております。

　その下の枠囲みから49ページにかけまして、施設の稼働に伴う影響の調査及び予測地域について確認しておりまして、49ページの中段付近で、国の「発電所アセスの手引」を踏まえまして、着地濃度が相対的に高くなる地域を包含する範囲として、原則、発電所を中心とした半径20ｋｍ圏内の範囲とされていることから、問題はないとしております。

　その下には、高層気象調査について、方法書では、対象事業実施区域において四季調査を行うこととされておりますが、内陸側では冬季を除く三季調査としており、その理由について確認しております。

50ページに、事業者の回答について記載しておりますが、この回答を受けまして、枠囲みの下、内陸側の調査は、内部境界層発達によるフュミゲーション発生時の予測を行う目的で選定されており、その発生するおそれがあることを踏まえまして、調査頻度が設定されており問題はないとしております。

　51ページ、施設の稼働時の排ガスの予測手法において、地形の起伏がほとんどないにもかかわらず、方法書では地形影響の予測を行うとされていることについて、枠囲みの事業者提出資料により確認しておりまして、事業者は「発電所アセス手引」を踏まえまして、地形影響を考慮した予測手法を用いておりますが、考慮する地形が兵庫県側であることから、52ページで、さらに事業者に地形予測を実施する理由を聞いております。この事業者の回答を受けまして、枠囲みの下、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域（大阪市内）においては平地予測だけで十分であることが考えられるため、地形予測の実施については再考されたい。」とのご意見をいただいております。

　53ページでは、建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測方法について、方法書では、類似施設を参考に予測するとされていることから、その類似事例を確認させていただきました。事業者は他の火力発電所の環境影響評価を参考に予測するというご回答でしたので、これを受けて問題はないとさせていただいているところでございます。

　54ページ、３　騒音、振動についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、方法書では、建設機械や施設の稼働に係る調査地点においては、敷地境界では７地点を設定されていることから、枠囲みの〔事業者提出資料　3-1〕により、騒音振動の調査地点の選定の考え方について確認しております。事業者は既存の協定書を勘案し、７地点を設定されておりまして、これを受けまして、枠囲みの下、現地調査地点は、環境状態の変化を確認するため、敷地境界を網羅的に選定しており、予測評価の方法も一般的な手法であるため、特に問題はないとさせていただいております。

　55ページ、４　水質・底質等についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、水の濁り、水温・塩分分布、流況、流速、定点水温等連続測定の現地調査地点の考え方について、枠囲みの〔事業者提出資料　4-1〕により確認しておりまして、事業者は、「発電所アセス手引」や既設の南港発電所の修正環境影響調査書、温排水拡散簡易予測結果など考慮しまして調査地点を設定されていることから、56ページの図に示すように、事業者が考慮した「設備更新後の温排水拡散簡易予測結果の外に現地調査地点が設定されているものの、水環境の状況を広く把握することを目的としていることを踏まえると問題はないが、予測に当たっては最新の温排水拡散予測範囲を基本としつつ、修正環境影響調査書における温排水拡散予測範囲も勘案した予測地域とされたい。」とのご意見をいただいております。

　57ページ、河川水が表層に広がる海域では、温排水拡散予測において数理モデルである平面２次元モデルの適用が難しいと考えられるため、そのモデルの適用の妥当性を確認しておりまして、58ページには、既設南港発電所の温排水モニタリング結果を示しておりますが、異なる測定水深でも平面２次元モデルで予測した温排水拡散予測範囲に概ね収まっていることから、この平面２次元モデルの適用について、問題はないとしているところでございます。

　59ページ、５　動物・植物・生態系についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、方法書については、海域動物の調査地域を温排水の拡散を考慮していることから、枠囲みの〔事業者提出資料　5-1〕により、調査地域及び調査地点の考え方を確認しております。ここでも事業者は、「発電所アセス手引」に基づきまして計画されていることから、60ページの一番下、先ほどの水質、底質と同じ内容となっておりますが、現地調査地点は、「海域動物の状況を広く把握することを目的としていることを踏まえると問題はないが、予測にあたっては、動植物ともに最新の温排水拡散予測範囲を基本としつつ、修正環境影響調査書における温排水拡散予測範囲も勘案した予測地域とされたい。」とのご意見をいただいております。

　61ページ、６　景観についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、事業者提出資料により、景観の調査範囲や予測手法について確認しております。一番下、景観に係る調査及び予測手法については、問題はないとさせていただいておりますが、「全体としてまとまりが感じられるシルエットとなるよう、煙突だけでなく、その他の発電設備等も予測に含め、デザインや色彩についても検討を加えた上で評価する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　62ページ、７　人と自然との触れ合い活動の場についてでございます。

　ここでも評価の手法等について、〔事業者提出資料　7-1〕により、調査地点等の調査手法について確認しており、本事業の主要交通ルートなどから、枠囲み内の中段辺りに記載されている５か所の調査地点を選定されておりますが、主要交通ルート沿いにある住之江公園が選定されていないことについて、63ページの事業者提出資料により確認しており、その回答を受けまして、一番下、主要交通ルートが現段階で選定する予定であるとしている地点へのアクセスルートへの一部になると想定されていることから、地点を選定する考え方には問題はないですが、「「住之江公園」については、適切な調査・予測地点であるかどうか調査されたい。」とのご意見をいただいています。

　64ページ、９　廃棄物等についてでございます。

　ここでも（２）調査、予測及び評価の手法等について、方法書では、産業廃棄物の予測時期は、発電所の運転が定常状態となり、産業廃棄物に係る環境影響が最大となる時期とされていることから、その時期について〔事業者提出資料　8-1〕により確認しておりまして、事業者は、産業廃棄物が多く発生する定期検査の時期を想定されていることから、この回答を受けまして、産業廃棄物に係る予測手法等については問題ないとしております。

　また、残土に係る予測についても問題はないとさせていただいております。

　65ページ、９　温室効果ガス等についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等ですが、〔事業者提出資料　9-1〕により、最新鋭の高効率のＧＴＣＣ、ガスタービン及び汽力のコンバインドサイクル発電でございますが、その導入により二酸化炭素排出量の削減効果を確認しております。さらに、〔事業者提出資料　9-2〕により、方法書で予測対象としている時期として発電所の定常状態の稼働について確認しておりまして、さらに66ページ、〔事業者提出資料　9-3〕及び〔事業者提出資料　9-4〕において、二酸化炭素の発電量あたりの排出量及び年間排出量、将来予測に係る年間利用率の設定の考え方について確認しております。これらの事業者回答を受けまして、一番下、「二酸化炭素の年間排出量の算出にあたっては、既設発電所の年間利用率を適切に設定するとともに、本事業において予測対象時期としている運転が定常状態となる時期の年間利用率の根拠を明らかにした上で、準備書において予測及び評価を行う必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　以上が、第Ⅱ章の検討内容ですが、67ページには、第Ⅲ章としまして、方法書に対して提出された意見書２通の概要について載せております。

　68ページ、第Ⅳ章としまして指摘事項です。専門委員会からの方法書に対する検討結果において指摘事項について取りまとめております。〔全般事項〕、〔景観〕、〔温室効果ガス等〕の３つの項目となっております。

　最後、69ページ、「おわりに」ですが、２段落目、「脱炭素社会の実現に向けては、電化の進展による電力需要が高まることが予想されることから、事業者においては、エネルギーの脱炭素化と安定供給の両立をめざし、再生可能エネルギーの開発やゼロカーボン燃料等の最新技術の導入など、大気汚染物質の削減にもつながる様々な脱炭素化の手段を追求するよう重ねて要望する。」と締めくくっております。

　以上が検討結果報告書の説明でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

【近藤会長】　ただいまの検討結果報告書の案につきましては、各部会においてご議論いただいたところではございますが、ただいまの説明をお聞きになって、何か補足説明等はございませんでしょうか、よろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

では、各部会で非常によく議論されたということで、この内容で進めさせていただきたいと思います。ただいまの報告書（案）の（案）を取らせていただきまして、最終報告書としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】　ありがとうございます。

特にご意見がないようですので、この本報告書をもちまして、大阪市長宛てに答申することにいたします。

　それでは、私から答申文を読み上げさせていただきます。

　令和６年２月21日

　大阪市長　横山　英幸　様

　大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明

　南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（答申）

　令和５年12月11日付け大環境第e-542号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

　以上です。

　長い間、ご審議ありがとうございました。

　では、続きまして、咲洲東地区埋立事業の環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）につきまして、また事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【環境管理課長】　引き続きまして、環境管理課長の三原からご説明させていただきます。

　咲洲東地区埋立事業の環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）でございます。

　「はじめに」ですが、先ほどの事業と同じように、方法書の縦覧及び意見書の受付について記載しておりますが、本事業の方法書につきましての意見書の提出はございませんでした。

　次に目次ですが、「Ⅰ　環境影響評価方法書の概要」、「Ⅱ　検討内容」、「Ⅲ　指摘事項」の構成となっております。

　１ページから28ページまでが方法書の概要になっておりますが、時間の関係上、説明については割愛させていただきまして、29ページをお開きください。

　ここから、第Ⅱ章の検討内容について、こちらの事業も方法書につきまして事業者に確認した内容及び専門委員会からのご意見、ご指摘内容を中心にご説明させていただきます。

　１の「全般事項」ですが、（１）事業計画につきまして、本事業は、大型化が進展している木材運搬船に対応した岸壁及び貨物取扱用地や流通施設用地を整備するものであるとされていることから、大型船舶の規模、運航隻数の想定、関連貨物車両の交通量の増加について、30ページ、〔事業者提出資料　1-1〕により確認をしております。この事業者回答を受けまして、枠囲みの下、大阪港港湾計画に基づき、大型船舶の規模等を想定しており、問題はないとさせていただいております。

　31ページ、必要な埋立面積について、当初の約25haでは不足する理由について確認しておりまして、〔事業者提出資料　1-2〕により、埋立面積の数量根拠の参考となるデータが示されておりますが、これを受けまして、一番下、埋立面積については、物流施設の立地件数等の大規模物流用地の需要に基づいた事業計画となっており、事業者の考え方に問題はないとしております。

　32ページの（２）土地利用計画について、ここでは交通機能と周辺幹線道路のつながりについて事業者に確認しております。事業者の回答を受けまして、一番下、「主に幹線道路や高速道路を利用することが想定されており問題はないが、発生交通を円滑に処理することができるよう、基本設計で引き続き検討されたい。」とのご意見をいただいております。

　33ページの（３）工事計画について、〔事業者提出資料　1-4〕から〔事業者提出資料　1-6〕まで、埋立資材の調達、運搬方法等について確認をしております。これを受けまして、34ページの一番上、「埋立用材の調達・運搬について、事業者の考え方に問題はないが、埋立用材の運搬によって、交通渋滞が発生しないよう、車両運行管理システムの導入など適切な対応について検討されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、方法書では、工事計画において、最新の公害防止技術や工法を採用するとされていることから、その内容を〔事業者提出資料　1-7〕で確認しております。これを受けまして、枠囲みの下、「工事着手時には最新の知見をもとに、環境保全上適切な技術・工法を選定されたい。」とのご意見をいただいております。

　その下の（４）「ＳＤＧｓ達成への貢献について、できるだけ詳細に環境影響評価準備書に示されたい。」とのご意見をいただいております。

　35ページからは２　大気質についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、現地調査地点の選定理由に関して、事業者は、一般環境及び沿道環境、それぞれ１地点を調査地点と選定されていることから、その理由について確認をしております。事業者の回答を受けまして、問題はないとさせていただいているところでございます。

　36ページ、方法書では、現地調査は四季調査となっているため、〔事業者提出資料　2-2〕で予測モデル（気象モデル）について確認しております。事業者は、風ベクトル相関を算出により、一般環境測定局を選定し、その通年の風向・風速を予測に用いる気象データとするとされていることから、枠囲みの下、「風ベクトル相関だけでなく、風速の単相関分析の相関係数も確認した上で、適切な測定局を選定されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、バックグラウンド濃度についても、その下の〔事業者提出資料　2-3〕において確認しておりまして、この内容を受けまして、36ページの一番下から37ページにかけて記載しておりますが、「事業計画地の近傍でＮＯ２及びＳＰＭの両方測定している南港中央公園局と平尾小学校局の測定結果を見ると、ＳＰＭ濃度が平尾小学校局のほうが高いことから、ＢＧ濃度の設定が過小とならないよう適切に設定されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、37ページには、建設機械の稼働と工事関連車両の走行の予測対象時期である、工事最盛期について〔事業者提出資料　2-4〕により確認しておりまして、過年度においての環境影響評価書から護岸工事に係る床掘施工と、工事関連車両の走行時については埋立工事と考えられており、これを受けまして、事業者が考えている予測対象時期としている工事最盛期の考え方について、問題はないとさせていただいているところでございます。

　38ページ、３　水質・底質についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、建設工事中の水質の予測方法につきましては、岩井の式による数値計算を用いるとされており、その妥当性について〔事業者提出資料　3-1〕で確認しておりまして、この回答を受けまして、岩井の式を用いることについて問題はないとさせていただいているところでございます。

　また39ページ、〔事業者提出資料　3-2〕により、濁り発生量が最大となる工事の施工位置及び工事最盛期を確認しており、事業者は、過年度の環境影響評価書から濁り発生量が最大となる時期は護岸部分の床掘と考えており、41ページ、床掘施工位置も示されており、これを受けまして、「濁り発生量が最大となる工事の施工位置及び工事最盛期について問題はないが、潮汐により河口域の濁度などへの影響も考えられることから、事後調査計画の作成にあたっては、予測結果を踏まえつつ、河口域における調査地点を追加する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　42ページ、４　騒音、振動、低周波音についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、現地調査地点の選定の考え方について〔事業者提出資料　4-1〕により確認しておりまして、その結果、図の「No.③（道路交通）の調査地点周辺において、環境保全施設（集合住宅）があるため、環境騒音・環境振動・低周波音の調査地点を追加し、環境への影響を確認する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　また、43ページから47ページにかけて、建設機械の稼働と工事関連車両の走行の予測対象時期となっている工事最盛期について事業者に確認しており、44ページには関係する資料も示されておりますが、地盤改良及び埋立工事等が工事最盛期と事業者は考えられており、これを受けまして、47ページの一番下、建設工事中における予測対象時期についての事業者の考え方に問題はないとしております。

　48ページから49ページにかけては、低周波音の予測方法について確認しておりまして、方法書では既存の類似事例・知見を参考に推定するとされていることから、その内容を事業者に確認しており、過年度の環境影響評価書を再活用することとしておりまして、その事業者の回答を含めまして、事業者の考え方に問題はないとさせていただいております。

　50ページ、５　廃棄物・残土についてでございます。

　（１）環境影響要因等の選定ですが、建設工事の床掘施工において、残土が選定されていない理由等について、〔事業者提出資料　5-1〕により確認しており、事業者は、床掘で発生した土砂を廃棄物に分類されておりましたが、残土として取り扱いますとの回答を受けまして、枠囲みの下、「廃棄物と区別して予測及び評価されたい。」とのご意見をいただいております。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、既存の護岸の撤去の範囲について、〔事業者提出資料　5-2〕で確認をしております。51ページの図に示しますように、係留杭、波除堤、仮設波除堤につきましては、本事業の対象外の工事であることを確認した上で、その下の〔事業者提出資料　5-3〕により廃棄物の発生の有無について確認しております。事業者は、埋立工事による建設廃棄物の発生が考えられることから、一番下でございますが、「埋立工事による建設廃棄物の発生量等について、適切に予測されたい。」とのご意見をいただいております。

　52ページ、６　水象についででございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、〔事業者提出資料　6-1〕により現地調査地点の選定の考え方について確認しておりまして、53ページの一番下、事業計画地周辺の潮流等の変化が把握できる地点を選定しており、問題はないとしております。

　また、54ページに、予測手法に用いる密度流を考慮した多層レベルシミュレーションモデルについて、その妥当性を確認しておりまして、事業者回答を受けまして、本モデルは、潮汐流と淡水の流入に伴う密度流を考慮した多層レベルのシミュレーションモデルにより予測するとされていることから、問題はないとしております。

　55ページ、７　動物、植物、生態系についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、陸域動物（鳥類）の現地調査時期について、〔事業者提出資料　7-1〕で確認しておりまして、事業者は「河川水辺の国勢調査マニュアル」等を参考に調査時期を設定するとされており、56ページに記載しておりますが、現地調査時期の考え方について、問題はないとさせていただいております。

　その下の〔事業者提出資料　7-3〕、方法書では、緑化計画について、事業計画地内に整備する道路の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努めるとされていることから、その配慮内容について確認しており、事業者の回答を受けまして、一番下、事業計画地周辺の地域特性に合った樹種の選定を想定しており、問題はないとしております。

　57ページ、８　景観についてでございます。

　（２）調査、予測及び評価の手法等について、方法書では、調査地点を１地点のみとしておりまして、具体的な調査時期の記載もないことから、〔事業者提出資料　8-1〕で確認しておりまして、事業者は、遠景となる眺望としてコスモタワー展望台を選定されており、中景と近景については、不特定多数の人が利用可能な眺望地点が周辺に存在していないため、これらの眺望地点を選定されていないとしておりますが、こうした事業者の回答を受けまして、枠囲みの下になりますが、「事業計画地の上部に架かる平林大橋からは、現状では北側に障害物がなく、景観資源である港大橋や水域等を眺望できることから、この貴重な広がりが感じられる景観の保全について確認するため、調査及び予測地点に追加する必要がある。」とのご指摘をいただております。

　以上が、第Ⅱ章の「検討内容」でございます。

　58ページは第Ⅲ章としまして「指摘事項」でございまして、先ほどの検討内容でご指摘いただいた内容を取りまとめております。〔水質・底質〕、〔騒音、振動、低周波音〕、〔景観〕の３項目となっております。

　最後、59ページ「おわりに」です。２段落目からになりますが、「大阪市においては、本事業が環境の保全及び創造について適正な配慮がなされるものとなるよう関連事業者への的確な指導を行うなど事業実施者としての責務を十分に果たされるよう要望する。」と結んでおります。

　説明は以上でございます。

　どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　ただいまの検討結果報告書の説明いただいた案につきまして、各部会においてご議論いただいたところでございますが、ただいまの説明について、何か補足説明等はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【近藤会長】　では、特段、ご意見がないということですので、ただいまの報告書の（案）の（案）を取らせていただきまして、最終報告書としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】　ありがとうございます。

　では、特にご意見がないようですので、本報告書をもちまして大阪市長宛てに答申することといたします。

　それでは、答申文を読み上げさせていただきます。

　令和６年２月21日

　大阪市長　横山　英幸　様

　大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明

　咲洲東地区埋立事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

　令和５年12月11日付け大環境第e-543号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

　以上です。

　以上で、本日議題に挙がっていた３つが終わりです。

　それでは、司会にマイクをお返しいたします。よろしくお願いします。

【司会】　それでは、ここで局長の堀井より一言お礼を申し上げます。

【環境局長】　ありがとうございました。ただいま近藤会長から、南港発電所更新計画及び咲洲東地区埋立事業の環境影響評価方法書について答申を拝受いたしました。

　この間、近藤会長をはじめ、委員の皆様には、精力的にご検討、ご審議を重ねていただきましたこと、改めて厚くお礼を申し上げます。

　本市といたしましては、この答申をもとに、事業者に対して、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べてまいりますとともに、適切に環境影響評価が実施されますように指導してまいります。

　委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

【司会】　これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。

　なお、最初の中山製鋼所のところで水質に関する貫上委員からご意見がございましたので、水質廃棄物部会の中で、選定項目には含まれておりませんけれども、水質についても検討させていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。